

事 務 連 絡  
令 和 6 年 8 月 15 日

関 係 各 位

国土交通省東北地方整備局  
山形河川国道事務所長

東北中央自動車道の通行規制について

標記について、道路法第46条の規定に基づき、通行規制を別紙のとおり行うので通知します。

なお、貴職に関する関係各機関にも周知されるようお願いいたします。